

学校いじめ防止基本方針

歌志内市立歌志内学園

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

※「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。

いじめ防止対策推進法第二条 抜粋

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童生徒がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ等防止基本方針」を定める。

いじめ防止のための基本姿勢としては以下の通りである。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童生徒の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力して、解決にあたる

2 いじめ対策のための組織の設置

(1) 学校内の組織

①生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導担当者、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

② 職員会議や職員打ち合わせ時の情報交換及び共通理解

職員会議や職員打ち合わせ時、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

※ 金曜日の職員打合せを「生徒指導交流」と位置付け、生徒指導委員会での情報等を共有し、指導事項・方針の共通理解を図る。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

①児童生徒が自己有用感を高め、自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。

②一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる

③Q-U検査・「ほっと」を実施し、結果をもとに児童の実態を十分に把握し、より良い学級経営に努める。

(2) 道徳教育の充実

①道徳の時間を要とし全教育活動を通して児童生徒の自己肯定感を高める。

②全ての教育活動において道徳教育を実践し人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 人権教育の充実

- ① いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童生徒に理解させる。
- ② 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(4) 体験教育の充実

- ① 児童生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ② 環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる
- ③ コミュニケーション教室等を実施し、望ましい人間関係づくりの充実に努める。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ① こども園等と情報交換や交流学习を行う。

(6) 保護者や地域の方への働きかけ

- ① 『学校いじめ防止基本方針』の周知徹底を図る。
- ② 授業参観や保護者研修会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ③ P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ④ 歌志内市児童生徒連絡協議会、補導委員会との連携を図る。
- ⑤ インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 早期発見のための取組

① いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため、全児童生徒に対する調査を次の通り実施する。

- ・ 児童生徒対象いじめアンケート 年3回（5月・10月）
- ・ 保護者対象アンケート調査 年1回（12月）
- ・ 教育相談週間 年2回（6月・10月）

② 日々の観察

- ・ 教職員が児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童生徒の様子に目を配り、「児童生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・ いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

③ 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・ 教職員と児童生徒の信頼関係を形成する。
- ・ 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・ 定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する

(2) 早期解決に向けての取組

① 正確な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの児童生徒から、個々に聴き取り、記録する。
- ・ 関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

②指導体制、方針決定

- ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

③子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童生徒の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童生徒に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

④保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める

⑤いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラーや心の相談員等を活用し、児童生徒の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実意を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

5 ネット上のいじめへの対応

(1) 啓発・研修

- ①インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業にいかす。
- ②ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

(2) 早期発見・早期対応

- ①家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ②平素より情報を得よう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

(3) 関係機関との連携

- ①ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、歌志内市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。